

# 平成27年度介護保険制度改正について

## ①介護保険利用者負担割合の見直しについて

介護保険制度の見直しに伴い、平成27年8月から一定以上の所得がある65歳以上の方については利用者負担が2割になります。対象となる方は本人の合計所得金額が160万円以上の方です。(ただし、世帯内の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額合計が単身で280万円未満、2人以上で346万円未満の場合は1割負担のままです。)

要介護認定等を受けた方に利用者負担割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月下旬に送付しましたので、介護サービス等を利用する際は、被保険者証と一緒にサービス事業者や施設にご提出下さい。

### 利用者負担割合の要件

| 利用者負担割合                 |                       |                                      |              |    |
|-------------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------|----|
| 第1号被保険者<br>要介護認定等を受けている | 本人の合計所得金額が<br>160万円以上 | 下記以外の場合                              |              | 2割 |
|                         |                       | 同世帯の<br>第1号被保険者の年金収入<br>+その他の合計所得金額が | 単身は280万円未満   | 1割 |
|                         |                       |                                      | 2人以上は346万円未満 | 1割 |
|                         | 本人の合計所得金額が160万円未満     |                                      | 1割           |    |

## ②介護保険施設入所(短期入所)の食費・居住費(滞在費)減額申請について

次の方は、申請をすると、介護保険施設に入所(短期入所)したときの負担が軽くなります。すでに負担の軽減を受けている方も7月で有効期限が切れますので、8月31日(月)までに申請して下さい。また、介護保険制度の見直しに伴い本年度より対象者の基準が変わりましたのでご確認ください。

### ▶対象者＝以下の条件をすべて満たす方

- ・世帯全員が平成27年度市町村民税非課税の方
- ・配偶者も市町村民税非課税の方
- ・本人および配偶者の貯金等が基準額を超えない方(配偶者のいない方:1,000万円、配偶者のいる方:合計2,000万円)の方

### ▶申請に必要なもの＝

- ・本人および配偶者の預貯金等の額を確認できる書類等の写し(通帳等)、
- ・平成27年1月1日現在、上三川町に住所が無かった方は、平成26年中の所得等を証明する書類(公的年金収入額・合計所得金額・市町村民税課税額が確認できる書類)が必要です。

### 負担限度額認定要件

| 利用者負担段階 |  |
|---------|--|
| 第4段階    | 第1段階～第3段階以外の方                                  |
| 第3段階    | 世帯全員市町村民税非課税で、第2段階以外の方                         |
| 第2段階    | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方 |
| 第1段階    | 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方。生活保護受給者。             |

左記要件の他に

配偶者(世帯分離も含む)も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること

が追加されます

▶申請・問い合わせ先＝保険課 高齢者支援係 ☎(56)9102

## 在宅介護支援センターによる介護予防教室のご案内

今日元気を明日の元気に!! おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。みんなで楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

| 日にち      | 時間           | 内容    | 場所     | 申し込み先              |
|----------|--------------|-------|--------|--------------------|
| 9月 2日(水) | 午前10時～<br>正午 | 手芸    | 桃畑公民館  | 友愛苑 ☎(56) 8885     |
| 9月 2日(水) |              | 楽しく体操 | 下神主公民館 | トータスホーム ☎(52) 2220 |
| 9月 3日(木) |              | 音楽・体操 | 本北コミセン | 友愛苑 ☎(56) 8885     |

▶ 問い合わせ先 = 保険課 高齢者支援係 ☎(56) 9102

## 介護予防健康教室「9月コース」のご案内

「もう年だから…」 「なんとなくおっくうだから…」 とあきらめていませんか。日常生活のちょっとした工夫で、心身の過度な老化を防ぎ、自分でできることの範囲を広げることができます。教室では、元気ですこやかな毎日を送るためにどんな工夫をすればよいか、3日間コースでヒントをお伝えします。多数のご参加をお待ちしています。

▶ 日時・内容 = 午前9時30分～11時30分(受付9時10分開始)

|     | 日にち      | 内容  |
|-----|----------|---|
| 1日目 | 9月4日(金)  | ・保健師ミニ講話「いつまでもすこやかな毎日を」<br>・運動の実践①「楽しく、無理なく体を動かしましょう!」    |
| 2日目 | 9月16日(水) | ・歯科医師による歯科健診「お口の中の健康チェック」<br>・気になる入れ歯のお手入れ方法、歯みがきのポイント    |
| 3日目 | 10月9日(金) | ・栄養のお話「これからの毎日のため、しっかり栄養補給」<br>・運動の実践②「1日目の復習、さらに実践しましょう」 |

▶ 場所 = 上三川いきいきプラザ(保健センター)

▶ 対象者 = 介護予防に興味のある65歳以上の人 ▶ 参加費用 = 無料

▶ 問い合わせ先 = 保険課 高齢者支援係 ☎(56) 9102

## 高齢者シルバー派遣のための技能講習のご案内

現在シルバー人材センターの会員になっている方、もしくは会員登録を予定されている方が、無料の講習会を受講することにより、必要な技能を修得し、シルバー派遣による就業を目指します。詳細はパンフレットをご覧ください。また、随時会員を募集しております。

### 高齢者活躍人材育成事業講習

| 講習名    | 開始日～終了日     | 日数 | 定員 | 締切   |
|--------|-------------|----|----|------|
| 接遇マナー  | 8/24～8/25   | 2  | 15 | 8/14 |
| 育児支援   | 9/4～9/9     | 4  | 15 | 8/24 |
| 保育支援   | 11/12～11/17 | 4  | 15 | 11/2 |
| 学童保育支援 | 12/17～12/22 | 4  | 15 | 12/7 |

▶ 対象者 = シルバー派遣就業を希望する県内在住の高齢者(60歳以上)

▶ 受講料 = 無料(会場への交通費等は自己負担です)

▶ 会場 = 上三川町農村環境改善センター 研修室

▶ 問い合わせ先 = (公社)上三川町シルバー人材センター ☎(56) 8766